

小川町介護サービス等の提供に係る事故報告取扱要綱

（平成23年9月29日）
（告示第 100 号）

（目的）

第1条 この告示は、介護サービスの提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者（以下「事業者」という。）から町へ報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

（通則）

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく平成11年3月31日付け厚生省令第37号第37条（指定居宅サービス事業及び基準該当サービス事業において準用）、同第38号第27条（基準該当居宅介護支援事業において準用）、同第39号第35条、同第40号第36条、同第41号第34条、平成18年3月14日付け厚生労働省令第34号第38条（指定地域密着型サービス事業において準用）、同第35号第35条（指定介護予防サービス等事業及び基準該当介護予防サービス事業において準用）、同第36号第37条（指定地域密着型介護予防サービスにおいて準用）、同第37号第26条（指定介護予防支援事業及び基準該当介護予防支援事業において準用）の規定による事故が発生した場合の保険者への報告は、この告示の定めるところによるものとする。

（事故の範囲）

第3条 報告すべき事故の範囲は、原則として以下のとおりとする。

（1） サービス提供による利用者のケガや死亡事故等（以下「ケガ等」という。）
ア ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落・体位交換・接触等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥（えん）、異食及び薬の誤投薬等で医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）、又は入院したものを原則とする（原因不明のケガも含む。）。ただし、比較的軽易な擦過傷や打撲などのケガ等は除く。

イ 事業者の責任及び過失の有無は問わない（利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含む。）。

例：利用者間同士のトラブル、無断外出、交通事故等

ウ サービス提供には送迎、通院等も含む。

（2） 感染症、食中毒、結核及び疥癬（せん）

感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定めるもののうち、原則として1類感染症から5類感染症（5類感染症の定点把握感染症を除く。）、指定感染症及び新感

染症をいう。

- (3) 従業員の法令違反、不祥事等により利用者への処遇に影響があるもの（利用者からの預かり金の横領、書類紛失、送迎時の交通事故等）
 - (4) 前各号以外で、特に町が報告を求めた場合
 - (5) その他震災、風水害及び火災等に類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故
- （報告事項）

第4条 報告事項は以下のとおりとする。

- (1) 報告日
 - (2) 事業所の概要（法人名、事業所名、事業所番号、担当者名、所在地及び電話番号）
 - (3) 対象者に関する情報（氏名、住所、生年月日、年齢、性別、被保険者番号保険者名及び要介護度）
 - (4) 事故の概要（発生日時、発生場所、事故の種別及び事故の内容）
 - (5) 事故発生時の対応（対処方法、治療機関、治療の概要及び連絡済の関係機関）
 - (6) 事故後の対応（利用者の状況、家族への報告・説明及び損害賠償の状況）
 - (7) 再発防止対策
- （報告の手順）

第5条 報告は介護保険事業者事故報告書（様式第1号及び第2号）により行う。

ただし、前条に定める報告事項が明記されている書式であれば代替して差し支えないものとする。

- 2 事業者は、まず第一報を事故報告書（様式第1号）により速やかに提出する。
その後、事故処理が済み次第、事故報告書（様式第2号）により遅滞なく提出すること。
 - (1) 第一報
 - ア 事業者は、事故が発生した場合、家族に連絡するとともに、町に事故報告書（様式第1号）を提出する。併せて居宅介護（介護予防）支援事業者にも同様の事故報告をする。
 - イ 緊急性の高いものは第一報を電話等で行い、その後速やかに事故報告書（様式第1号）を提出する。
 - (2) 途中経過及び最終報告
 - 事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜事故報告書（様式第2号）により途中経過を報告する。また、事故処理について区切りがついた時点で改めて事故報告書（様式第2号）を提出する。

(対応)

第6条 町は、報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

2 町は、必要に応じて他の市町村、埼玉県及び埼玉県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。